

【令和7年分】確定申告の準備はお早めに！ 余裕を持った準備と「e-Tax」活用で賢く申告を

新しい年を迎える事業者にとって避けて通れない大きな仕事が「確定申告」です。

令和7年分(2025年1月～12月分)の所得税および復興特別所得税の申告期間がいよいよ近づいてきました。

昨今の物価高騰や社会情勢の変化の中、正確な申告は適正な納税だけでなく、自社の経営状況を把握し、次の一歩を考えるための重要なプロセスです。今回は、スムーズな申告のために今すぐ確認すべき「スケジュール」と「電子申告の重要性」に焦点を当てて解説します。

1. 期限直前で慌てないために。スケジュールを徹底確認

令和7年分の確定申告における主要な期限は以下の通りです。

●所得税および復興特別所得税：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

●消費税(個人事業者)：令和8年3月31日(火)まで

「まだ1ヶ月以上ある」という油断は禁物です。特に3月の期限直前は税務署の窓口が非常に混雑し、相談だけでも数時間待ちとなるケースが少なくありません。また、書類の不備が見つかった際、期限を過ぎてしまうと「延滞税」や「無申告加算税」などのペナルティが課されるリスクもあります。

2. 「e-Tax(電子申告)」がもたらす最大のメリット

中小・小規模事業者の皆様にとって、e-Taxの活用は単なる「時短」以上の価値があります。

●青色申告特別控除「65万円」の必須要件

青色申告で最大65万円の控除を受けるためには、「e-Taxによる申告」または「優良な電子帳簿保存」が必須条件です。紙での提出を選択すると、控除額が55万円に減額されてしまいます。この10万円の控除差額は、節税の観点から非常に大きな差となります。

●24時間いつでも、自宅やオフィスから申告可能

期間中であれば、税務署の開庁時間を気にせず、深夜や早朝でも申告可能です。マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、PCがなくても手軽に申告できる環境が整っています。

●添付書類の省略と還付の速さ

生命保険料控除の証明書などの提出を省略できる(原本は5年間保管が必要)ほか、還付金がある場合は、書面提出よりもスピーディーに処理されるメリットもあります。



令和7年確定申告
作成サイトはこちら

3. 新潟税務署の申告会場は「朱鷺メッセ」へ

●開設会場：朱鷺メッセ 4階「国際会議室(マリンホール)」(新潟市中央区万代島6-1)

●開設期間：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。当日会場で配布されますが、配付状況により早めに受付が終了する場合があります。国税庁LINE公式アカウントから事前発行が可能ですので、待ち時間を最小限に抑えるためにも事前予約を強くお勧めします。



国税庁
公式LINEはこちら

確定申告は単なる義務ではなく、昨年一年の努力を数字で振り返る「経営の健康診断」です。e-Taxを活用して効率的に、かつ有利に申告を済ませることで、本業に集中できる時間を一刻も早く確保しましょう。

不明点がある場合は、混雑が本格化する前に、当所や税理士、税務署の相談窓口を早めに活用ください。

【お問合せ】新潟商工会議所 経営相談課 (TEL: 025-290-4212)